



熊本県公報

第13312号
令和6年(2024年)
3月8日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○道路の供用開始	(//) 2
○道路の供用開始	(//) 2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//) 4
○土砂災害警戒区域の指定	(//) 4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//) 5
○土砂災害警戒区域の指定	(//) 5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//) 5
○土砂災害警戒区域の指定	(//) 7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//) 7
○有明救急医療圏の救急病院に関する認定	(医療政策課) 8
○保安林の指定	(森林保全課) 8
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 8
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(//) 9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(//) 9
公 告	
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//) 10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//) 11
○保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課) 11
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 11
○農用地利用集積等促進計画の認可	(農地・担い手支援課) 11

告 示

熊本県告示第267号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町芋生字迫浦3551番（次の図に示す部分に限る。）、3552番1、3552番1の地先、3662番、3667番、3669番、3670番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字迫浦3552番1・3662番・3667番・3669番・3670番（以上5筆）について次の図に示す部分に限る。）、3551番、3552番1の地先
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。
 (「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）3月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字簸瀬字家川内 157番1地先から 同所 157番2地先まで	前	5.8 ～ 9.4	60.2	迂回路の設置
			後	7.3 ～ 15.4	60.2	

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）3月8日

熊本県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年（2024年）3月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	部田見木葉線	玉名郡玉東町大字二俣字前田 1番1地先から 玉名郡玉東町大字白木字寄田 981番1地先まで	66.0	防安交 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）3月8日

熊本県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年（2024年）3月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	一勝地神瀬線	葦北郡芦北町大字白石字白石川 372番2地先から 葦北郡芦北町大字白石字白石平 504番2地先まで	303.8	迂回路の設置

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）3月8日

熊本県告示第271号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のおり指定したので、同法第21条の5の25の規定によ

り公示する。

令和6年(2024年)3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援わいわいなかま益城教室 上益城郡益城町安永440-3	特定非営利活動法人みふねデコボコ会 上益城郡御船町大字高木4494番地46 栗原 秀子	令和6年(2024年)3月1日	4351400272	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第272号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年(2024年)3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町柏川字楠根草420番2、421番6、421番9、421番14、422番9、422番10
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字楠根草420番2(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第273号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
柳迫2	熊本市北区四方寄町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
権現谷4	熊本市北区四方寄町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
弓削6丁目	熊本市北区弓削6丁目	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
石原3丁目1	熊本市東区石原3丁目	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
石原3丁目2	熊本市東区石原3丁目	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

神園1丁目	熊本市東区神園1丁目	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
上南部4丁目	熊本市東区上南部4丁目	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
長嶺東7丁目	熊本市東区長嶺東7丁目	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
小山6丁目	熊本市東区小山6丁目	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
内迫	熊本市南区城南町阿高	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
一ノ尾7	熊本市南区城南町東阿高	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
一ノ尾8	熊本市南区城南町東阿高	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
後田2	熊本市南区城南町藤山	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
舟石	熊本市南区城南町藤山	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
長迫	熊本市南区城南町藤山	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

(別図1から別図15までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第274号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
立石一3	熊本市北区改寄町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第275号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
今古閑2	熊本市北区植木町山本	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第276号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
今藤2	熊本市北区植木町今藤	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
山の上3	熊本市北区植木町内	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
味取1	熊本市北区植木町味取	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第277号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同法第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大塚4	熊本市北区植木町正清	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第278号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大塚3	熊本市北区植木町正清	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

大塚5	熊本市北区植木町正清 熊本市北区植木町米塚	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
駄の原	熊本市北区植木町清水	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
中尾4	熊本市北区植木町清水	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中尾5	熊本市北区植木町清水	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
小清水2	熊本市北区植木町清水	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
三十六	熊本市北区植木町清水	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
横尾6	熊本市北区植木町今藤	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下田	熊本市北区植木町内	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
正竹	熊本市北区植木町今藤	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
今藤5	熊本市北区植木町今藤	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
下色出	熊本市北区植木町色出	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
諏訪尾4	熊本市北区植木町色出	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
諏訪尾5	熊本市北区植木町色出	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
諏訪尾6	熊本市北区植木町色出	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
伊知坊2	熊本市北区植木町伊知坊 熊本市北区植木町舟島 熊本市北区植木町色出	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
伊知坊3	熊本市北区植木町米塚	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
平井2	熊本市北区植木町平井	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
辺田野3	熊本市北区植木町辺田野 熊本市北区植木町木留	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
今藤4	熊本市北区植木町今藤	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
山の上4	熊本市北区植木町内	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
味取3	熊本市北区植木町味取	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
今吉閑3	熊本市北区植木町山本	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

(別図1から別図23までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第279号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
見継谷2	熊本市西区河内町野出 熊本市西区河内町岳	別図1のとおり	土石流
近道3	熊本市南区城南町陳内	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊
近道4	熊本市南区城南町陳内	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第280号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
見継谷1	熊本市西区河内町野出 熊本市西区河内町岳	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
上川床2	熊本市西区河内町岳	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
東阿高	熊本市南区城南町東阿高	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
島崎6丁目2	熊本市西区島崎6丁目	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
島崎6丁目3	熊本市西区島崎6丁目	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
島崎6丁目4	熊本市西区島崎6丁目	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
島崎6丁目5	熊本市西区島崎6丁目	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
島崎5丁目5	熊本市西区島崎5丁目	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

島崎5丁目6	熊本市西区島崎5丁目	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
島崎5丁目7	熊本市西区島崎5丁目	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
蛇の尾2	熊本市西区谷尾崎町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
宮の本2	熊本市西区谷尾崎町	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
宮の本3	熊本市西区谷尾崎町	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
一の尾7	熊本市南区城南町東阿高	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
鰐瀬2	熊本市南区城南町鰐瀬	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

(別図1から別図15までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第281号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年(2024年)3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
くまもと県北病院	玉名市玉名550番地	令和6年(2024年)3月1日から 令和9年(2027年)2月28日まで

熊本県告示第282号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年(2024年)3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市久玉町字山野1674番、1688番、1689番、1744番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山野1674番・1688番・1689番・1744番(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第283号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び	指 定 年 月 日	事 業 所 番 号	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類

	び代表者の氏名			
児童発達支援センター いまここ 宇土市松山町2 030番1	一般社団法人未来の種 宇土市松山町20 30番1 松田 りか	令和6年(2024年)3 月1日	435230 0257	指定児童発達支援(福祉型児童発達支援センター)

熊本県告示第284号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こども療育研究室LuvLuv菊池 菊池市隈府49 8番地6	LuvLuv株式会社 合志市御代志18 12番地1 白石 尊康	令和6年(2024年)3 月1日	435120 0193	指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
スターホームYAMAGA 山鹿市熊入町100-1	株式会社五黄 大阪府堺市東区八下町二丁 94番地1 坂口 祐樹	共同生活援助	令和6年(2024年)3月1日
短期入所スターホームYAMAGA 山鹿市熊入町100-1	株式会社五黄 大阪府堺市東区八下町二丁 94番地1 坂口 祐樹	短期入所	令和6年(2024年)3月1日

公 告

熊本県公告第139号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

令和6年(2024年)3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地、土地改良施設の災害復旧	芦水(宮浦)地区	令和3年(2021年)5月10日	令和5年(2023年)3月27日	熊本県

熊本県公告第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字豊秋字瀬口696番1、同697番、同698番、同699番1、同700番、同701番1、同大字陣字竹下1090番並びに里道の一部及び水路の一部
4,756.19平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区上通町2番30号
株式会社サンワード

熊本県公告第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市福原字村廻987番5
312.41平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市泗水町永3256番地1九建Ⅲ202
田中 諒
田中 真唯

熊本県公告第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字大堀木2680番1及び同2680番3
830.43平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区新町四丁目4番45号
アラキ不動産管理株式会社

熊本県公告第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字追分1477番5及び同1481番6
275.85平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺五丁目13番1号
株式会社りらいふ

熊本県公告第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字木実坂2279番1
1,578.16平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2251番地1
社会福祉法人合志市社会福祉協議会

熊本県公告第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市山田字白石559番1の一部、同559番2の一部、同560番1、同560番2、同561番1、同561番2、同561番3及び里道の一部
4,523.70平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
玉名市立願寺1392番地1
株式会社やましょう不動産

熊本県公告第146号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を芦北町役場に掲示する。

令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 所在の不明な者の氏名
井牟田、波多島、宮石 為吉、犬藤 又四郎、岩崎 サメ、上野 伸治、長田 嘉吉、梶原 源駄、梶原 廣次、城戸 七藏、城戸 七藏、島井 利九郎、瀬高 初次、丁 勝義、丁 謙助、丁 重太郎、丁 善助、丁 万喜、丁 萬作、鳥居 清藏、平野 栄作、平野 恵作、深水 武、瀧上 一次郎、法花津 剛健、松下 七郎、宮崎 勝次、宮崎 文太郎、宮島 亀八、宮田 武七、山田 為次
- 通知の趣旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更したこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、令和6年（2024年）1月12日付け熊本県告示第22号による。

熊本県公告第147号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	分田地区	平成30年（2018年）8月28日	令和5年（2023年）12月12日	熊本県
暗渠排水	分田地区	令和4年（2022年）12月9日	令和5年（2023年）12月12日	熊本県

熊本県公告第148号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和6年（2024年）3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
植木 義弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字知敷原5番5ほか1筆
浜田 康浩	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字北立石2946番1ほか1筆
緒方 眞二	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字北立石2947番ほか1筆
西守 則一	熊本市北区植木町豊田	熊本市北区植木町大井字迎田119番ほか1筆

西守 則一	熊本市北区植木町豊田	熊本市北区植木町大井字岡口163番1
農事組合法人アグリ郷おおい	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町大井字木笠66番ほか2筆
緒方 昭博	熊本市北区植木町亀甲	熊本市北区植木町亀甲字東池上1999番1
上田 輝博	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町岩野字鳥崎3281番1ほか8筆
上田 輝博	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町大井字上ノ原383番1
上田 輝博	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町大井字腰當194番ほか2筆
津田 タカ子	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町亀甲字薄井川1722番1
津田 眞吉	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町亀甲字東池上2004番2
太田 喜久雄	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町大井字井ノ迫256番
中村 公夫	熊本市南区川口町	熊本市南区川口町字五反田3728番ほか2筆
中田 一典	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区奥古閑町字下丹坊3431番1
甲斐 健太朗	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区奥古閑町字中村362番1ほか1筆
甲斐 健太朗	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区奥古閑町字上沖田848番2ほか2筆
牛嶋 章貴	熊本市南区海路口町	熊本市南区海路口町字奥古閑開一番割262番2ほか1筆
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永本	熊本市南区城南町舞原字築地原889番
林 伸治	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町塚原字小木原315番1ほか1筆
藤林 浩昭	熊本市南区合志	熊本市南区護藤町字薬師堂54番ほか1筆
福田 英幸	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町大井字井ノ迫259番
志垣 明宏	熊本市南区富合町小岩瀬	熊本市南区富合町小岩瀬字前田312番ほか1筆
北原 朋	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸笛田町字葎ノ本1245番
渡辺 義治	熊本市南区御幸笛田	熊本市南区御幸笛田町字葎ノ本1241番・1242番合併1
株式会社三希	熊本市南区内田町	熊本市南区銭塘町字拾町1083番ほか4筆
杉本 和明	玉名郡長洲町宮野	玉名郡長洲町大字上沖洲字名石浦687番ほか5筆 〔一時利用地 玉名郡長洲町大字上沖洲字名石浦13番1 ほか1筆〕

2 認可年月日
令和6年(2024年)2月29日